電気事業法等の一部を改正する法律案要綱

第一 電気事業法の改正

- 一 供給計画の記載事項として、経済産業省令で定める発電用の電気工作物ごとの電気の供給を追加する こと。 (第二十九条第一項関係)
- 二 発電用原子炉設置電気事業者(発電用原子炉設置者(その設置する全ての発電用原子炉について廃止措置計画の認可の申請をした発電用原子炉設置者を除く。)である電気事業者をいう。四において同じ。)は、毎年度、電気の供給又は電気工作物の設置若しくは運用をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、供給計画を作成し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の十一第一項の検査(第二において「使用前検査」という。)に合格したことを証する書面の写し、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律第三条第一項又は第七条第一項の同意を得たことを証する書面の写しその他の経済産業省令で定める書面を添えて、広域的運営推進機関を経由して経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならないこと。

(第三十条第一項関係)

- 三 二は、認可を受けた供給計画を変更して電気の供給又は電気工作物の設置若しくは運用をしようとする場合に準用すること。 (第三十条第三項関係)
- 四 経済産業大臣は、二又は三により発電用原子炉設置電気事業者から供給計画を受け取った場合において、当該供給計画がエネルギー基本計画に照らして適当であり、かつ、広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切であると認めるときは、二又は三の認可をするものとすること。 (第三十条第四項関係)
- 五 経済産業大臣は、二又は三の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、環境大臣その 他政令で定める行政機関の長に協議しなければならないこと。 (第三十条第五項関係)
- 六 二又は三に違反して認可を受けないで電気の供給又は電気工作物の設置若しくは運用を行った者は、 一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。

(第百十七条の二第八号関係)

第二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

発電用原子炉施設の使用前検査に関し、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設にあっては、使用前

検査に合格し、当該発電用原子炉施設を使用する年度に係る第一の二又は三の認可を受けた後の当該年度の開始後でなければ、これを使用してはならないこと。 (第四十三条の三の十一第一項関係)

第三 エネルギー政策基本法の一部改正

エネルギー基本計画の記載事項として、エネルギー需給の長期見通しを追加すること。

(第十二条第二項第一号関係)

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。